要配慮者利用施設について

1 要配慮者利用施設とは

水防法及び土砂災害防止法において、「要配慮者利用施設(<u>社会福祉施設</u>、<u>学校</u>、<u>医療施設</u> その他の**主として防災上の配慮を要する方々が利用する施設**をいう。)」と規定されています。

2 要配慮者利用施設の対象について

1) 社会福祉施設

通所入所を問わず、対象とする。

- ・老人福祉施設 ・有料老人ホーム ・認知症対応型老人共同生活援助事業の用に供する施設
- ・身体障害者社会参加支援施設 ・障害者支援施設 ・地域活動支援センター ・福祉ホーム
- ・障害福祉サービス事業の用に供する施設 ・保護施設 ・児童福祉施設
- ・障害児通所支援事業の用に供する施設 ・児童自立生活援助事業の用に供する施設
- ・放課後児童健全育成事業の用に供する施設 ・子育て短期支援事業の用に供する施設
- ・一時預かり事業の用に供する施設 ・親子再統合支援事業実施施設 ・妊産婦等生活援助事業の用に供する施設
- ・児童育成支援拠点事業の用に供する施設 ・親子関係形成支援事業実施施設
- ・こども家庭センター ・児童相談所 ・母子・父子福祉施設

2) 学校

- ・幼稚園 ・小学校 ・中学校 ・義務教育学校 ・高等学校 ・中等教育学校 ・特別支援学校
- ・高等専門学校 ・高等課程を置く専修学校

3) 医療施設

病院及び有床施設とする。(入院、入所機能を有する施設とする。)

- ・病院 ・診療所(有床のみ) ・助産所(有床のみ)
- 4) 主として防災上の配慮を要する者が利用する施設
 - 認可外保育施設
- *1) ~ 4) の施設の建物または敷地が洪水浸水想定区域内または土砂災害警戒区域内にある場合について対象とし、施設に対してお知らせをしています。
- 3 対象となった要配慮者利用施設の確認方法について
 - 1) 佐野市地域防災計画 資料編

(*佐野市ホームページより確認できます。)

- 2) ハザードマップの要配慮者利用施設一覧のページ
- 3) 危機管理課(Tel 20-3056) への問い合わせ